

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直し案（案）

平成 23 年 12 月 16 日
総 務 省

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務運営の効率化による経費縮減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第 1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上

委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。

特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、委託先・再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例の発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。

監査業務を行うに当たっては、効果的かつ効率的に実施するため、委託先及び再委託先の内部統制機能を活用して、各組織で実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、監査の充実を図るものとする。

さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査などにより費用対効果を十分検証し、より効果的かつ効率的な広報を実施するものとする。~~積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うものとする。~~

なお、監査業務及び広報活動の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

第 2 効率的かつ効果的な業務運営

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費

に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。

第3 その他業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

(1) 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。

また、適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとし、その際、部の統合についても検討するものとする。

~~総人件費についても、~~なお、人件費の削減に当たっては、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。

(2) 契約の点検・見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図る。

具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図る。なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積もりを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていく。

(3) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていく。

その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

(4) 保有資産の見直し

現中期目標期間の最後の事業年度である平成23年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。

積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するものとする。

なお、機構の解散及び新組織への権利義務承継に関する今後の動向にも留意し、国の財政事情も踏まえつつ、国庫納付の在り方について、総務省において検討を行うものとする。

(5) 国際ボランティア貯金寄附金の配分完了

次期中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図っていく。

※ 赤字部分が「見直し当初案」からの変更箇所

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直し当初案と見直し案（案）の比較対照表

（傍線部分は修正部分）

見直し当初案	勧告の方向性	見直し案（案）
<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務運営の効率化による経費縮減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。</p>	<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「郵貯・簡保機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。</p> <p><u>また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、この勧告の方向性は、現行制度が維持される場合を前提としたものであり、今後、郵政改革法案（内閣提出、第 176 回国会閣法第 1 号）が成立した場合における、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、機構が日本郵</p>	<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務運営の効率化による経費縮減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。</p> <p><u>なお、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。</u></p>

見直し当初案	勧告の方向性	見直し案（案）
<p data-bbox="91 507 741 592">第1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上</p> <p data-bbox="154 603 763 879">委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。</p> <p data-bbox="154 890 763 1453">特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、委託先・再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例の発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。</p>	<p data-bbox="781 172 1453 448">政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」ことを前提としたものではない。</p> <p data-bbox="781 603 1453 975"><u>郵貯・簡保機構の承継した郵便貯金及び簡易生命保険を取り扱う事業所に対して、郵貯・簡保機構が実地監査を網羅的に行うことは実態上難しい状況を踏まえ、監査業務を効果的かつ効率的に実施するため、業務委託先及び再委託先の内部統制機能を活用して、各組織で実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、監査業務の充実を図るものとする。</u></p> <p data-bbox="781 1034 1453 1166"><u>また、監査業務の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、全体の経費の増大を招かないものとする。</u></p>	<p data-bbox="1471 507 2121 592">第1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上</p> <p data-bbox="1534 603 2143 879">委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。</p> <p data-bbox="1534 890 2143 1453">特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、委託先・再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例の発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。</p>

見直し当初案	勧告の方向性	見直し案（案）
<p>さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、<u>積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うものとする。</u></p>	<p>郵便貯金及び簡易生命保険の早期受取を勧奨するための広報活動については、ウェブによる認知度のアンケート調査により効果を検証しているが、ウェブを利用できない環境にある者も考慮し、<u>実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査などにより費用対効果を十分検証し、より効果的かつ効率的な広報を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、広報活動の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、全体の経費の増大を招かないものとする。</u></p>	<p><u>監査業務を行うに当たっては、効果的かつ効率的に実施するため、委託先及び再委託先の内部統制機能を活用して、各組織で実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、監査の充実を図るものとする。</u></p> <p>さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、<u>実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査などにより費用対効果を十分検証し、より効果的かつ効率的な広報を実施するものとする。</u>積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うものとする。</p> <p><u>なお、監査業務及び広報活動の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、機構全体の経費の増大を招かないようにする。</u></p>

見直し当初案	勧告の方向性	見直し案（案）
<p>第2 効率的かつ効果的な業務運営</p> <p>管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。</p>		<p>第2 効率的かつ効果的な業務運営</p> <p>管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。</p>
<p>第3 その他業務全般に関する見直し</p> <p>上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。</p> <p>(1) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。</p>	<p>郵貯・簡保機構の承継した郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数が、郵貯・簡保機構設立当初に比べて年々減少し、今後も更なる減少が見込まれていること、国際ボランティア貯金寄附金配分事業が次期中期目標期間中に配分を完了することが見込まれていることを踏まえ、<u>適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとする。</u></p> <p><u>また、その際、部の統合についても検討するものとする。</u></p>	<p>第3 その他業務全般に関する見直し</p> <p>上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。</p> <p>(1) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。</p> <p>また、<u>適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとし、その際、部の統合についても検討するものとする。</u></p>

見直し当初案	勧告の方向性	見直し案（案）
<p>(2) 契約の点検・見直し</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図る。なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積もりを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていく。</p> <p>(3) 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施</p>	<p>内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。<u>その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、総務省</u></p>	<p>総人件費についても、なお、<u>人件費の削減に当たっては、</u>政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。</p> <p>(2) 契約の点検・見直し</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図る。なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積もりを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていく。</p> <p>(3) 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施</p>

見直し当初案	勧告の方向性	見直し案（案）
<p>し、内部統制の更なる充実・強化を図っていく。</p> <p>（４）保有資産の見直し</p> <p>現中期目標期間の最後の事業年度である平成23年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。</p>	<p><u>政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</u></p> <p>郵貯・簡保機構の積立金については、郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益が太宗を占め、平成22年度の当期純利益と積立金の合計額は、郵便貯金勘定で約295億円、簡易生命保険勘定で約311億円となっている。</p> <p>当該積立金は郵貯・簡保機構の経営努力により生じたものではなく、その太宗は、預金者や契約者に払い戻すべき債務から生じた郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益であり、全ての額が郵貯・簡保機構が将来に渡り業務を確実に実施する上で必要な資金であるとまでは認め難いことから、<u>積立金については、郵貯・簡保機構の解散、新組織への権利義務承継の動向にも留意し、国の財政事情も踏</u></p>	<p>し、内部統制の更なる充実・強化を図っていく。</p> <p><u>その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</u></p> <p>（４）保有資産の見直し</p> <p>現中期目標期間の最後の事業年度である平成23年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。</p> <p><u>積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するものとする。</u></p> <p><u>なお、機構の解散及び新組織への権利義務承継に関する今後の動向にも留意し、国の財政事情も踏まえつつ、国庫納付の在り方について、総務省において検討を行うものとする。</u></p>

見直し当初案	勧告の方向性	見直し案（案）
<p>(5) 国際ボランティア貯金寄附金の配分完了 次期中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図っていく。</p>	<p><u>まえつつ国庫納付の在り方について検討するものとする。</u> また、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)第25条の規定に基づく積立金の処分に当たっては、郵貯・簡保機構設立後最初の処分であることから、<u>次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するものとする。</u></p>	<p>(5) 国際ボランティア貯金寄附金の配分完了 次期中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図っていく。</p>

関連条文

○総務省独立行政法人評価委員会令（平成 12 年政令第 318 号）（抄）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名 称	独立行政法人
平和祈念事業特別基金分科会	独立行政法人平和祈念事業特別基金
情報通信・宇宙開発分科会	独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
統計センター分科会	独立行政法人統計センター

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

政 委 第 27 号
平成 23 年 12 月 9 日

総 務 大 臣
川 端 達 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としております。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「郵貯・簡保機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

なお、この勧告の方向性は、現行制度が維持される場合を前提としたものであり、今後、郵政改革法案(内閣提出、第 176 回国会閣法第 1 号)が成立した場合における、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」ことを前提としたものではない。

第 1 事務及び事業の見直し

1 実地監査業務の見直し

郵貯・簡保機構の承継した郵便貯金及び簡易生命保険を取り扱う事業所に対して、郵貯・簡保機構が実地監査を網羅的に行うことは実態上難しい状況を踏まえ、監査業務を効果的かつ効率的に実施するため、業務委託先及び再委託先の内部統制機能を活用して、各組織で実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、監査業務の充実を図るものとする。

また、監査業務の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、全体の経費の増大を招かないものとする。

2 広報活動の見直し

郵便貯金及び簡易生命保険の早期受取を勧奨するための広報活動については、ウェブによる認知度のアンケート調査により効果を検証しているが、ウェブを利用できない環境にある者も考慮し、実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査などにより費用対効果を十分検証し、より効果的かつ効率的な広報を実施するものとする。

また、広報活動の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、全体の経費の増大を招かないものとする。

第2 業務実施体制の見直し

郵貯・簡保機構の承継した郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数が、郵貯・簡保機構設立当初に比べて年々減少し、今後も更なる減少が見込まれていること、国際ボランティア貯金寄附金配分事業が次期中期目標期間中に配分を完了することが見込まれていることを踏まえ、適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとする。

また、その際、部の統合についても検討するものとする。

第3 積立金の処理に関する見直し

郵貯・簡保機構の積立金については、郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益が大宗を占め、平成22年度の当期純利益と積立金の合計額は、郵便貯金勘定で約295億円、簡易生命保険勘定で約311億円となっている。

当該積立金は郵貯・簡保機構の経営努力により生じたものではなく、その大宗は、預金者や契約者に払い戻すべき債務から生じた郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益であり、全ての額が郵貯・簡保機構が将来に渡り業務を確実に実施する上で必要な資金であるとまでは認め難いことから、積立金については、郵貯・簡保機構の解散、新組織への権利義務承継の動向にも留意し、国の財政事情も踏まえつつ国庫納付の在り方について検討するものとする。

また、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)第25条の規定に基づく積立金の処分に当たっては、郵貯・簡保機構設立後最初の処分であることから、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するも

のとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構 次期中期目標・中期計画の策定について

次期中期目標及び中期計画の策定について

1. 独立行政法人通則法における中期目標・中期計画

- ①主務大臣が独立行政法人が一定期間中に達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を策定(第29条)。
- ②独立行政法人が当該中期目標を達成するための計画(中期計画)を策定。
→主務大臣の認可(第30条)

2. 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成24年3月末で、現在の中期目標期間が終了。

→平成24年度以降の中期目標及び中期計画の策定が必要。

※中期目標の期間における業務の実績については、期間終了後に評価委員会による評価を実施(第34条)

独立行政法人の次期中期目標・中期計画の策定のプロセス

- (1)主務大臣による「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の作成
→ 主務省の独立行政法人評価委員会(省独法委)の意見聴取
→ 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)へ提出
- (2)政独委によるヒアリング(対主務省)
→ 政独委は主務大臣に「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を提示
- (3)「勧告の方向性」を踏まえ、主務大臣は「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」を作成
→ 省独法委の意見聴取後、政独委へ提出(独立行政法人通則法第35条)
- (4)「見直し案」を踏まえた主務大臣による中期目標の作成
→ 省独法委の意見聴取後、独立行政法人に提示(同法第29条)
- (5)当該独立行政法人による中期計画の作成
→ 省独法委の意見聴取後、主務大臣認可(同法第30条)

中期目標策定等に係る審議スケジュール(案)

平成23年6月16日

- 独立行政法人の平成22年度の業務実績及び財務諸表等の報告
- 業務実績評価に係る方針及び分担の決定
- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案(見直しの方向性)」の審議(1回目)

7月26日

- 平成22年度業績評価に係る評価結果の確定
- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の審議(2回目)及び決定

※8月26日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて22年度業績評価及び「見直し当初案」を審議

※10月14日 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)によるヒアリング

※12月9日 政独委による「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の提示

12月16日

- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」の審議及び決定

----- **以下は、現時点で想定される日程** -----

※12月19日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「見直し案」の審議

平成24年1月下旬頃

- 次期中期目標の審議及び決定

※2月上旬 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「次期中期目標」の審議

2月中旬頃

- 次期中期計画の審議及び決定

※3月上旬 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「次期中期計画」の審議

※3月中旬～下旬 独立行政法人は「次期中期計画」を策定→主務大臣の認可

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

〔平成15年12月19日
閣議決定〕

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会
委員等名簿

委員

かまえ ひろし
釜江 廣志 東京経済大学経済学部教授

しげかわ じゅんこ
重川 純子 埼玉大学教育学部教授

よねやま たかう
米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

専門委員

いしかわ けいこ
石川 恵子 実践女子大学人間社会学部准教授

おんぞう みほ
恩藏 三穂 高千穂大学商学部教授

かじかわ とおる
梶川 融 太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員（CEO）

きのの まりこ
佐野 真理子 主婦連合会事務局長

にうのや みほ
丹生谷 美穂 弁護士

みやむら けんいちろう
宮村 健一郎 東洋大学経営学部教授

（敬称略）